

トピックス

# パブリックコメント募集

## 伊賀市国土強靱化

### 地域計画中間案

防災・減災などに役立てる「国土強靱化基本法」に基づき、大規模な自然災害に対して被害を最小限に抑えるなど、減災・縮災対策が必要です。市では「伊賀市国土強靱化地域計画」の策定を進めています。この計画の中間案に対するご意見を募集します。

#### 【閲覧場所】

- 総合危機管理課
- 各支所振興課
- 各地区市民センター
- 市ホームページ



#### 【受付期間】

12月3日(木)～1月7日(金) ※必着

#### 【提出先・問い合わせ】

総合危機管理課  
 ☎22・9640 FAX22・9694  
 ✉kikikanri@city.iga.lg.jp

## 「ご意見の提出方法

住所・氏名・電話番号・件名（「伊賀市国土強靱化地域計画中間案」「第4次伊賀市男女共同参画基本計画中間案」のいずれか）・該当箇所とそれに対する「ご意見」を明記の上、各提出先まで。

## 第4次伊賀市男女共同参画基本計画中間案

「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」の計画期間が令和3年3月末日で終了します。令和3年度以降の次期基本計画の策定に向けた中間案に対するご意見を募集します。

#### 【閲覧場所】

- 人権政策課
- 男女共同参画センター（ハイトピア伊賀 4階）
- 各支所振興課
- 各地区市民センター
- 市ホームページ



#### 【受付期限】

12月25日(金) 午後5時 ※必着

#### 【提出先・問い合わせ】

男女共同参画センター  
 ☎22・9632 FAX22・9666  
 ✉jinken-danjo@city.iga.lg.jp

※提出いただいたご意見は、計画策定の参考資料とし、市ホームページなどで公表します。

※個別の回答は行わず、いただいた「ご意見」は返却しません。

※持参の場合、各支所振興課でも受け付けます。

トピックス

# 20歳になったら国民年金

国民年金は、歳をとったときなどの生活を、現役世代みんなで支えようという制度です。

国民年金には、歳をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れる障害年金や、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れる遺族年金があります。

20歳になった人には日本年金機構から国民年金加入のお知らせと納付書などが送付されます。その数日後に年金手帳が送付されます。（厚生年金加入中の人を除きます。また、20歳になる直前に海外から転入した人などは国民年金加入手続きが必要です。）

国民年金保険料の納付が難しい人で、次の制度の対象となる人は申請してください。

#### ◆学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修

業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人が対象です。

#### ◆免除・納付猶予制度

※学生納付特例制度に該当する人は申請できません。

○免除制度…本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額または一部免除されます。

○納付猶予制度…50歳未満の人で、本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

＜保険料は口座振替による前納ができます＞

保険料を前もってまとめて納付すると、保険料の割引額が多くなります。□座振替で前納を希望する場合は、事前の申し込みが必要となります。

#### 【申込期限】

- 2年前納、1年前納、6カ月前納（4月～9月分）…毎年2月末日
- 6カ月前納（10月～翌年3月分）…毎年8月末日

#### 【問い合わせ】

○保険年金課 ☎22・96659 FAX26・0151  
 ○津年金事務所国民年金課 ☎059・228・9112



トピックス

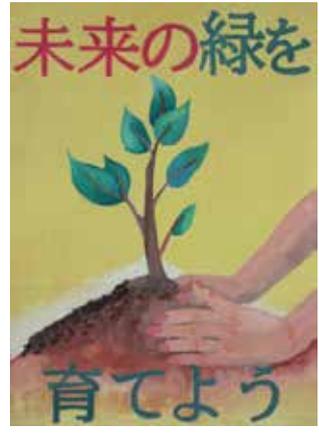
# 環境ポスター入賞作品

市内の小・中学生を対象に環境保全啓発ポスターを募集したところ、106点の応募があり、選考会で優秀作品が選ばれました。  
優秀作品は今後啓発活動に活用します。  
各賞の受賞者を紹介します。  
(敬称略)

○市長賞  
青山中学校3年 赤井 結香



○教育長賞  
霊峰中学校2年 中森 結子



○環境保全市民会議賞  
府中小学校3年 増井 美胡



○優秀賞  
上野北小学校2年 鈴木 莉唯  
上野西小学校4年 右色 ダイスケ  
玉滝小学校4年 小島 蒼一朗  
府中小学校5年 富増 結唯

トピックス

# 災害廃棄物の処理のしかた

地震や大型台風、集中豪雨による風水害などの大規模な災害が発生した場合、大量に発生する<sup>\*</sup>災害廃棄物の処理が課題となります。  
今回は大規模災害によって発生する災害廃棄物の出し方についてお知らせします。  
<sup>\*</sup>災害により使用できなくなった家具類や家電製品、倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート塊、金属くずなど

## ◆処理方法

地区のグラウンドなど、地域で決められた仮置き場へ、できる限り分別して出してください。  
緊急車両やごみ収集車の通行の妨げになりますので、地域の集積場や家の前の道路へは置かないでください。

## ◆基本的な分別

木製家具類・金属製品・家電4品目(冷蔵庫・テレビ・洗濯機・エアコン)・その他の家電・畳・ガラスくずなど

## ◆ごみ収集に関するお願い

災害発生後は、腐りやすい生活ご

みを優先的に収集する必要があるため、資源物の収集は一時的に中止する場合があります。その場合でも、分別は普段通り行っていただき、再開まで家の中で保管をお願いします。また、避難所でも決められた場所に分別して捨てましょう。

災害発生時には、多くのごみが出るのが予想されます。ごみを分別して出すことが、災害廃棄物のスムーズな処理につながり、早期の復旧・復興につながります。



家電4品目、畳など、分別して出しましょう



【問い合わせ】環境政策課  
TEL 22・9624 FAX 22・9641  
E-mail kankyou@city.iga.lg.jp



【問い合わせ】廃棄物対策課  
TEL 20・1050 FAX 20・2515  
E-mail hakibutsu@city.iga.lg.jp